

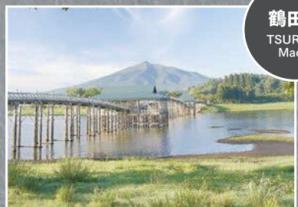
あなたの創業を

五所川原圏域

(五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)

創業支援パンフレット

応援します!



鶴田町
TSURUTA
Machi



鱒ヶ沢町
AJIGASAWA
Machi



深浦町
FUKAURA
Machi



中泊町
NAKADOMARI
Machi



五所川原市
GOSHOGAWARA
Shi



つがる市
TSUGARU
Shi

01 圏域の概況

五所川原圏域は、南北に細長い地域で、人口は、令和2年国勢調査で120,470人であり、県人口の9.7%を占め、面積は、青森県総面積の18.17%を占めています。

産業に関しては、中部の津軽平野での水稻リンゴ栽培、北部及び西部での水産業が主軸であり、こうした農林水産業を背景として、商業など第3次産業が圏域中心部に集約しています。

交通に関しては、中泊町小泊地区と弘前市を結んで南北方向に国道339号が走り、深浦町岩崎地区と青森市浪岡地区とを結んで東西方向に国道101号が走っています。これら幹線道路の交差したところに五所川原市があり、圏域を構成する市町の通勤・通学先の中心となっています。

圏域の市町間の関係では、交通結節点である五所川原市が商工業及び教育・医療などの圏域中心市としての機能を持っており、その周辺のつがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町が副次的な都市機能を担っています。



02 連携支援機関

市区町村	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
認定連携創業支援等事業者	<p>【商工団体】 五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱒ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会</p> <p>【支援機関】 公益財団法人21あおり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点</p> <p>【金融機関】 ㈱日本政策金融公庫(弘前支店)、㈱青森銀行、㈱みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫、青森県信用保証協会</p>

03 支援概要

五所川原圏域では、2市4町及び左記の認定連携創業支援等事業者等が、それぞれに創業支援等事業を実施していましたが、創業支援等事業計画により更に関係機関との連携を強化し、広域連携で一体となった創業支援に取り組むことにより、創業の実現を目指しています。創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー等の支援を実施します。

04 創業相談ルーム

2市4町における広域連携にて創業支援事業を実施しており、創業・企業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー(IM)」が、構想・企画の段階から創業・企業に至るまで、相談に対応しています。相談日は月4回(毎週火曜日)となります。

ごしょがわら圏域創業相談ルーム

五所川原市一ツ谷503-5
(五所川原市民学習情報センター 2階)

定期相談日時：毎週火曜日(原則第5火曜日除く)
10:00~16:00
※年末年始、祝日は除く。
定期相談日以外は要相談。

お問合せ先：五所川原市商工観光課
TEL: 0173-35-2111
ほか構成市町担当課



05 五所川原圏域創業セミナー(あおり起業家養成講座)

五所川原圏域では、青森県及び2市4町が主催し、創業・企業に興味をお持ちの方や検討している方を対象に、全5回のセミナーを開催しています。
※開催日程は各年度によって異なりますので、日程をご確認ください。

受講に係る特典等

このセミナーでは、「経営」・「財務」・「販路開拓」・「人材育成」等の基礎的な知識の習得からビジネスプランの作成ノウハウまで、「創業するためにはなにが必要か」、「事業を継続させるためにはどうすべきか」など、創業に必要な経営知識を体系的に習得することができます。

※全ての回を受講された方は、創業支援等事業計画に基づき、五所川原圏域の各市町から特定創業支援等事業に係る証明を受けることができ、「会社設立時にかかる登録免許税の軽減」や「信用保証枠の拡大」等の支援措置が受けられます。

06 圏域各市町の支援施策

2市4町の各創業支援施策は以下のとおりです。

※利用を希望する場合は、必ず申請方法や要件等を各市町担当課へご確認ください。

五所川原市

◆創業等支援家賃補助事業

活力と魅力ある商店街づくりを促進するため、五所川原市内の中心市街地等にある店舗又は事務所等を利用して営業を開始した事業主に対する家賃補助制度です。

対象者(一部抜粋)

- ①店舗等を賃借して開業しようとする方又は、賃借されている店舗を引き継ぎ、事業承継しようとする方
- ②小売業、サービス業、飲食業を主とする業種(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に定める業種、並びに酒類の提供を主目的とするバー、スナック等を除く)及びコミュニティ施設を開業する方
- ③申請する方が直接事業に携わり、新規に2年以上営業を継続できる方
- ④ごしょがわら圏域創業相談ルーム、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会において、事業計画等の個別相談を受けている方

補助率

対象店舗に月額賃借料(消費税を除く)の半分(1,000円未満端数は切り捨て)又は30,000円のいずれか低い額で連続24か月を限度として補助します。

中心市街地とは

【五所川原地区】: 大町、寺町、本町、布屋町、旭町、東町、弥生町、錦町、幾島町、柏原町、上平井町、岩木町、川端町
【金木地区】: 朝日山 【市浦地区】: 相内

◆創業者等支援利子補給事業

㈱日本政策金融公庫から創業又は事業承継のために必要な融資を受けた方へ、補給金を支給する制度です。

対象者

- ①創業又は事業承継のために必要な融資を㈱日本政策金融公庫から受けている方
- ②五所川原市内で新たに事業所を有し創業する方又は事業を譲り受け事業承継する方
- ③事業を開始する前又は事業を開始してから1年以内に創業又は事業承継に係る融資を受けている方
- ④市町村税を滞納していない方
- ⑤交付申請時に創業又は事業承継に係る融資において支払遅延損害金が発生していない方

補給金の額

創業又は事業承継に係る融資にて支払われた約定利息の1回目から12回目までの全額(償還期間が1年未満のものについては、当該償還が完了した日までの額)

申請期間

対象期間の利子の支払い終了後3か月以内

【五所川原市役所 0173-35-2111】

つがる市

◆つがる市UIJターン起業支援事業

UIJターンにより、つがる市内で起業する方に対して事業活動に必要な経費の一部を補助する制度です。

対象者

- ①UIJターンにより市内に移住した方
- ②事業を起こした日が申請日より1年以内であること
- ③つがる市内に住所を定めた人開業日が異なる場合は、当該期間がおおむね1年以内であること。
- ④主たる事業所がつがる市内にある方

【補助内容】 下記の経費に対し、上限月額25,000円を3年間補助

- ①機器リース料、②人件費、③賃借料及び共益費

【つがる市役所 0173-42-2111】

つがる市

◆空き店舗対策事業

つがる市内の空き店舗へ新たに出店する場合の店舗改装費、店舗賃借料を支援する制度です。

対象者

- ①つがる市内の空き店舗を活用して小売業、飲食業、サービス業、その他地域の活性化に寄与すると認められる誘客事業を行う方
- ②週5日以上、午前9時から午後7時までの間に3時間以上営業し、かつ1年以上継続できる方

補助内容

店舗改装費: 3分の2(上限100万円)

店舗賃借料: 1年目 3分の2(上限60万円)、2年目 2分の1(上限30万円)、3年目 3分の1(上限15万円)

◆小規模事業者経営改善資金融資利子補給事業

小規模事業者の経営改善と経営の安定化を図るため、㈱日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経)融資を受けたつがる市内の事業者に対して利子を補助する制度です。

対象者

- ①同一事業を1年以上行っている方
- ②つがる市商工会の経営指導を受け、マル経融資を受けた方

補助内容

借入日より12か月間の利子全額(借入限度額2,000万円)

【つがる市役所 0173-42-2111】

鱒ヶ沢町

◆創業支援事業補助金

鱒ヶ沢町内において創業する方(新分野進出も含む)に対する創業資金を補助する制度です。

対象者

- ①年度内に創業等をする方又は申請時に創業等の日から1年を経過しない方
- ②納税状況の良好な方
- ③鱒ヶ沢町内に居住していること(創業に伴い居住する場合を含む)又は鱒ヶ沢町内に本店又は主たる事務所を置くこと
- ④年間を通して同一の場所で2年以上継続して営業を行う計画がある方

対象経費

土地建物購入費、増改築や改修に要する経費、設備・備品購入費、広告宣伝費、法人設立時に要する申請手数料等

補助率

対象経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額以内(千円未満以下、切捨て)

◆空き店舗等活用対策事業補助金

鱒ヶ沢町内に住所又は主たる事業所を有し、新たに空き店舗等を賃借して事業を行う方に対する空き店舗等の賃料を補助する制度です。

対象者(一部抜粋)

- ①小売業、飲食業、サービス業に供する店舗及びその他町長が地域の活性化に寄与すると認める誘客施設、事業所で公序良俗に反しないもの
- ②年間を通して、同一の場所で2年以上継続して営業を行う計画がある方
- ③営業時間が午後5時以降のみでない方
- ④鱒ヶ沢町商工会の会員であること、又は、後日入会の意思がある方
- ⑤鱒ヶ沢町内の現店舗からの移店でないこと(天変地異等、本人の責めに帰さない事情による移店の場合を除く)

対象経費

空き店舗等の開業月以降連続する12か月分の賃借料(礼金、敷金及び共益費等は除く。)

補助率等

対象経費の3分の2以内の額又は月額5万円(年額60万円)のいずれか低い額以内

【鱒ヶ沢町役場 0173-72-2111】

深浦町

◆深浦町創業支援事業補助金

地域産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、新たに創業を目指す方に対して、経費の一部を補助する制度です。

対象者

深浦町に店舗又は事業所を設置しようとしている方、又は、現在の事業を継続しつつ、新分野で事業を開始する方(町税に滞納がないこと)

対象事業

深浦町内で創業し、かつ3年以上継続して営業することが見込まれる事業(深浦町からの認定が必要です)

対象経費

事業認定日から起算して12か月を経過するまでにかかる経費(広告宣伝費、印刷製本費、委託費、備品購入費、工事請負費等)

補助率

対象経費の3/4 上限150万円

【深浦町役場 0173-74-4412】

連携融資制度(五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町)

◆青森県「選ばれる青森」への挑戦資金(マル挑)

青森県では、創業等の前向きな事業活動に必要な資金の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度を実施しています。圏域の2市4町では、創業資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行っております。

	融資対象	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	補助金額	要件等	補助先
五所川原市	創(1)	1,000万円まで	10年以内(1年以内)	全額(県30%、市70%)	創業後5年未満	信用保証協会
	創(2)		10年以内(2年以内)			
つがる市	創(1)	①1,000万円以内 ②1,000万円超 3,500万円まで	10年以内(1年以内)	①全額(県30%、市70%) ②一部(県30%、市40%)	創業後5年未満	信用保証協会
	創(2)		①1,000万円以内 ②1,000万円超 5,000万円まで ③5,000万円超 1億円まで			
鱒ヶ沢町	創(1)	1,000万円まで	10年以内(1年以内)	全額(県30%、町70%)	創業後5年未満	中小企業者等
創(2)						
深浦町	創(1)	1,000万円まで	10年以内(1年以内)	全額(県30%、町70%)	創業後5年未満	中小企業者等
創(2)						
鶴田町	創(1)	1,000万円まで	10年以内(1年以内)	全額(県30%、町70%)	創業後5年未満	中小企業者等
創(2)						
中泊町	創(1)	1,000万円まで	10年以内(1年以内)	全額(県30%、町70%)	創業後5年未満	中小企業者等
	創(2)					

※スタートアップ創出促進保証制度を利用する場合は、信用保証料上乘せ分0.2%を除きます。

【お問い合わせ】

五所川原市役所 0173-35-2111 深浦町役場 0173-74-4412
つがる市役所 0173-42-2111 鶴田町役場 0173-22-2111
鱒ヶ沢町役場 0173-72-2111 中泊町役場 0173-57-2111